

入札説明書

令和4年2月22日

入札執行者
北秋田警察署長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）、及び本件入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、北秋田警察署が発注する委託業務に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 北秋田警察署冷暖房設備等保守点検業務委託
- (2) 委託場所 北秋田警察署 北秋田市鷹巣字下家下1番地
- (3) 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託概要
 - ① 警察署庁舎に設置している冷暖房設備が、正常かつ良好な運転及び作動状態に維持できるよう点検整備を実施する。
 - ② ガスヒートポンプエアコン2台の10,000時間定期部品交換を実施する。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 公告日現在、庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年6月1日秋田県告示）第5条に規定する庁舎維持管理業者登録名簿に登録されていること。
 - ① 希望する業務として「機械設備保守管理」に登録していること。
 - ② 契約履行が可能な地域として「北秋田地域振興局管内」に登録していること。
- (6) 秋田県内に本社を有していること。
- (7) 令和3年度建設業者入札参加資格者名簿の「給排水暖冷房衛生設備工事A級」に登録していること。
- (8) 本委託を遂行するため秋田県内在住の有資格者を雇用しており、業務責任者として配置できること。

3 仕様書等の交付

本委託に係る仕様書、入札説明書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札書等（以下「仕様書等」という。）については、令和4年2月22日（火）から令和4年3月4日（金）までの期間、北秋田警察署において交付する。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 履歴事項全部証明書の写し若しくは秋田県内に本社があることを証明する書類の写し

エ 業務責任者の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類等の写し（保険証の写し等）

② 提出期間

令和4年2月22日（火）から令和4年3月4日（金）まで。ただし、秋田県の休日（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

北秋田警察署 会計課

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に北秋田警察署ホームページ及び北秋田警察署において公告日より配布するものとする。

(2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5 入札の日時及び場所

令和4年3月10日（木）午前10時 北秋田警察署 2階会議室

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

8 契約保証金の免除

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札書等の提出等

(1) 提出方法

4により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和4年3月10日(木) 午前10時

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出

入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「宛先(北秋田警察署長)」「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「委託業務名」を記載のうえ、提出すること。

なお、入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

(5) 開札に立ち会う場所に持参するもの

ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

イ 再度の入札に使用する入札書、入札書提出用封筒及び印鑑(印影の変化する印鑑を除く。)

ウ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)

(6) その他

ア 入札執行回数は、2回までとする。ただし、1回目の入札において最低制限価格を下回る入札を行った者は2回目の入札に参加できない。

イ 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

なお、入札金額予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は落札者として決定しない。

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を付した資格確認結果通知書を速やかに通知する。

- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 契約書の要否

要

13 支払条件

秋田県が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。

14 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 守秘義務

この入札説明書の交付を受けた者は、北秋田警察署から提供を受けた文書、図面、データ等すべて(この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下「北秋田警察署提示資料」という。)について守秘義務を負い、第三者に漏洩してはならず、北秋田警察署提示資料を本件の手続き以外の目的に使用してはならない。

16 その他

当該委託業務の仕様について疑義がある場合は、令和4年3月1日(火)までに北秋田警察署会計課宛に文書で提出すること。

17 問い合わせ先

課 所 名 北秋田警察署 会計課
住 所 北秋田市鷹巣字下家下1番地
電話番号 0186-62-1245